

補助対象工事の例

一覧

R 7 年度

凡例	○：対象	×：対象外
----	------	-------

補助対象／対象外となる“住宅”		
○	戸建て住宅	高床式住宅の場合は、高床部分（車庫等）も補助対象
○	併用住宅	住宅以外の部分・共用部分を除く（屋根などの建物全体に係る工事の場合は、床面積により金額按分し補助対象額を算出）
○	戸建て住宅[借家]	申請者は借主（かりぬし）に限る
○	共同住宅　[賃貸・分譲]	申請者は借主（かりぬし）に限り、申請者の専有部分に限る
○	空き家	リフォーム工事後に申請者が居住する場合に限る
×	別棟の附属建物（車庫・倉庫・離れ 等）	

（注）2世帯住宅・世帯分離：1棟で、ひとつの申請に限ります

補助対象／対象外となる“リフォーム工事”の例						
外装・内装工事	○	屋根・外壁の塗装(断熱改修、または遮熱改修を伴うものに限る)	住宅設備工事	○	節水型の水栓器具の設置・交換	
	○	屋根の葺替え(断熱改修、または遮熱改修を伴うものに限る)		○	ユニットバス・浴槽(高断熱浴槽)の設置・交換及び、それに伴う内装工事	
	○	外壁の張替え(断熱改修、または遮熱改修を伴うものに限る)		○	便器の設置・交換(節水型のものに限る)及び、それに伴う内装工事	
	○	窓へ遮熱フィルム張り		○	給湯器・ボイラーの設置・交換 (省エネ高効率給湯器(エコジョーズ)、自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)含む)	
	○	2重サッシ・断熱サッシの設置・交換及び、それに伴う壁改修工事		○	家庭用燃料電池(エネファーム)の設置・交換	
	○	複層ガラスの設置・交換及び、それに伴う壁改修工事		○	FF式暖房設備の設置・交換	
	○	断熱扉(玄関扉等)の設置・交換及び、それに伴う壁改修工事		○	LED照明器具の設置・交換(工事を伴うものに限る)	
	○	床・壁・天井の改修(断熱改修を伴うものに限る)		×	エアコンの新規設置	
	×	シャッターの設置・交換		×	エアコンの交換	市の他の補助制度をご利用ください (省エネ家電等買換促進補助金)※1
	×	屋根の雪止め金物・雪庇防止フェンス・の設置・改修		×	ペレットストーブ・薪ストーブの設置	市の他の補助制度をご利用ください (再生可能エネルギー活用促進費補助金)※1
	×	雨樋の設置・改修		×	太陽光発電システム・定置用蓄電池の設置	
	×	網戸の設置		×	地中熱利用設備	
	×	雪囲い金物の設置・交換		×	システムキッチン・洗面化粧台の設置・交換	
	×	網戸の交換・網の張替え		×	ガスコンロ・IHコンロ(ビルトイン型)の設置・交換	
	×	防雪ネット・雪囲い板の設置・交換		×	食洗器(ビルトイン型)の設置・交換	
	×	壁紙の貼替え／左官壁の塗替え		×	換気扇・レンジフードの設置・交換	
	×	木製建具の設置・交換、ふすまの張替え、畳の表替え		×	浴室暖房乾燥機(埋込型)の設置・交換	
	×	手摺の設置・交換		×	衣類乾燥機の設置・交換	
	×	造り付け家具の設置・改修		×	給水・排水・ガス等の配管の修繕・設置・交換	
	×	障子の張替え		×	下水道のつながり込みに伴う、住宅内部の配管工事	
	×	カーテン・ブラインド等の設置・交換		×	屋根消雪の散水配管・ポンプの設置・交換・改修	
	×	土台・基礎の改修		×	屋根融雪配管・電気配線等の設置・改修	
	×	アスベスト除去		×	防犯システム(防犯カメラ・補助錠・センサーライト・防犯ガラス等)の設置・改修	
	×	防水工事		×	ホームエレベーター・階段昇降機の修繕・設置・交換	
	×	防音工事		×	空気清浄機・除菌消臭機器の設置・交換	
	×	克雪化工事		×	住宅用火災警報器の交換	
	×	耐震化工事		×	リフォーム工事の設計費・調査費	
外構工事	×	外構・造園工事 全般	その他	×	家電製品・家具(工事を伴わないもの、軽微な作業で設置できるもの)の設置・交換	
	×	門・門扉・塀・フェンス等の設置・改修		×	シロアリ駆除・防除	
	×	下水道のつながり込み配管工事(外構部分)				
	×	井戸工事				

（注）国、市の他の補助制度を利用する対象工事は、本補助金の利用はできません。

（注）上記に記載のないリフォーム工事についての可否のお問い合わせ窓口（十日町市　都市計画課　建築住宅係　☎025-757-9935（直通））

※1 再生可能エネルギー活用促進費補助金、省エネ家電等買換促進補助金のお問い合わせ窓口（十日町市　環境衛生課　エネルギー政策係　☎025-752-3924(直通)）